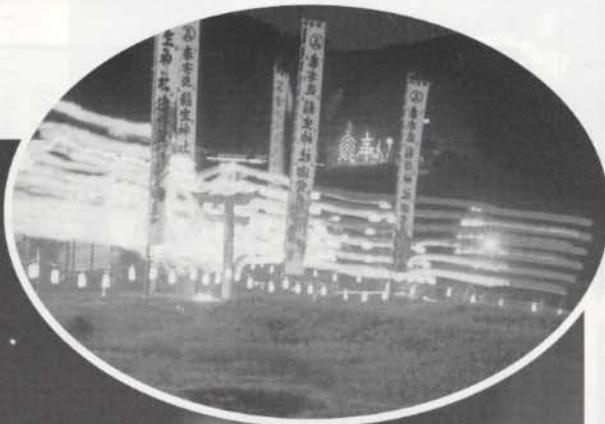


第2号

世羅郡三町



合併協議会だより



合併の方式は 『新設合併(対等合併)』

こうなり
上津田稻荷神社の神殿入
(広島県無形文化財)

平成14年11月25日(月)甲山町農村環境改善センターにおいて、第2回世羅郡三町合併協議会を開催しました。

今回の協議で、合併の方式について「新設合併(対等合併)」とすることを確認しました。

協議会だよりでは、今後、世羅郡3町の文化、施設などの紹介をしていこうと思
います。今回は世羅西町の「神殿入」です。

第2回

世羅郡三町合併協議会



会議次第

- ①開会
 - ②会長あいさつ
 - ③監査委員の紹介
 - ④講演
 - ⑤議事
- (1)会議録署名委員の指名
- (2)協議事項
- (3)提案事項
- (6)その他

第2回協議会を甲山町農村環境改善センターで開催しました。

今回の協議会では、「合併の方式」等について協議しました。また、広島県地域振興部市町村分権総室長の石原照彦さんより「合併協議会の役割」と題して、ご講演をいただきました。

■演題 「合併協議会の役割」
■講師 広島県地域振興部
市町村分権総室長 石原照彦さん

合併協議会で様々な協議を進めていく上で、協議会の意義や役割について、委員全員が共通認識を持つために、協議に先立ち、講演を聴きました。講演の詳しい内容については、次号で掲載します。



協議事項

協議第8号 合併の方式について

合併の方式については、次のとおり確認しました。
「世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃止し、その区域をもつて新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。」

■協議第9号 第3回世羅郡三町合併協議会の日程について
第3回の協議会は、平成14年12月25日(水)午後1時30分から、せら文化センターで開催することを確認しました。

会議録署名委員の指名

協議会の会議録の署名委員は、順番で各町から1名その都度選任します。今回は黒木重治委員、藤井忠孝委員、井上忠則委員を選任しました。

提案事項

第3回協議会で協議する事項を提案しました。

■協議第10号 合併の期日にについて

合併の期日については次とおり提案しました。
「合併の期日は、平成16年10月1日とする。」

■協議第11号 新町の名称について

新町の名称については次とおり提案しました。

新町の名称については公募するものとし、小委員会において新町の名称の候補を数点選定した上、協議会で決定する。なお、公募方法及び選定基準についても、小委員会からの報告をもとに協議会で決定する。

■協議第12号 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置については次のとおり提案しました。
「新町の事務所の位置は、小委員会を設置し協議するものとし、小委員会において最もふさわしい位置を選定し、協議会で決定する。」



新設合併

新設合併とはいわゆる対等合併で、現在の世羅郡3町は消滅し、新たな町が誕生することになります。その結果、3町の町長は失職し、新町長の選挙が合併の日から50日以内に行われます。それまでは、3町の町長があらかじめ協議し定めた者が職務執行者となり、必要最低限の職務のみを執行します。

また3町の議会の議員も原則全員が失職しますが、議会の議員に関しては、合併特例法上の定数及び任期の特例があります。議会議員の定数及び任期については、今後、協議会の中で協議されます。



合併協定項目 協議状況

11月25日現在

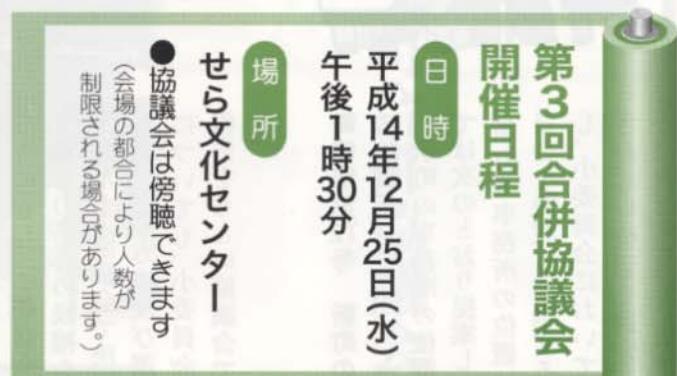
■合併協定項目■

項目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日		11/25
③ 新町の名称		11/25
④ 新町の事務所の位置		11/25
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い		
⑥ 財産及び債務の取扱い		
⑦ 町の慣行の取扱い		
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い		
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い		
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い		
⑮ 一部事務組合等の取扱い		
⑯ 使用料、手数料等の取扱い		
⑰ 公共的団体等の取扱い		
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
⑲ 国民健康保険事業の取扱い		
⑳ 介護保険事業の取扱い		
㉑ 消防の取扱い		
㉒ 電算システム事業の取扱い		
㉓ 各種福祉制度の取扱い		
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い		
㉕ 下水道事業の取扱い		
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い		
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い		
㉘ 納税関係の取扱い		
㉙ 防災関係の取扱い		
㉚ 保健衛生の取扱い		
㉛ 公の施設の取扱い		
㉜ 人権対策の取扱い		
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い		
㉟ 建設関係事業の取扱い		
㉞ 学校教育関係の取扱い		
㉟ 社会教育関係の取扱い		
㉟ 社会福祉協議会の取扱い		
㉟ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㉟ 新町建設計画		

合併協定項目について

合併協議会では、合併に関するあらゆる事項について協議を行いますが、合併前に合意が必要で、特に住民の生活に密接な関係を持つと思われる事項や、合併時に行政サービスの停滞を防ぐために重要な項目などを「合併協定項目」として整理し、その項目ごとに協議していくことにしています。

世羅郡三町合併協議会では、第1回の合併協議会で、40項目(左図参照)を協議していくことを確認し、現在、これに基づいて、協議を進めています。



協議会の動き

11月	6日 第2回教育文化部会
	7日 第2回産業部会
	7日 第2回福祉生活環境部会
	8日 第2回建設部会
	8日 第2回総務企画部会
	11日 第2回世羅郡三町合併協議会幹事会
	12日 石川県志雄町・押水町視察受入
	25日 第2回世羅郡三町合併協議会



平成14年11月12日(火)、石川県志雄町・押水町から視察訪問があり、甲山公民館で、会長・事務局が世羅郡3町の合併協議の状況について説明しました。

表紙写真のご紹介

「こうどなり」と呼ぶこの伝統行事は、毎年神社の秋祭の晩に行われます。氏子一同がかけ声も勇ましく、太鼓の音に合わせて行列を作り、それぞれの集落で趣向を凝らした御神灯を奉納します。10月最初の土曜日に行われる、上津田稻荷神社の神殿入は広島県無形文化財に指定されています。

平成14年12月6日

■発行:世羅郡三町合併協議会 ■編集:世羅郡三町合併協議会事務局

〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2 電話0847-25-5141 FAX0847-22-5921